

事業の変更等の手続について（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）

提出先…高齢者福祉課施設福祉係

届出必要事項・提出時期	備考	添付書類（例）
変更届【老人福祉法第15条の2第2項】…あらかじめ届出		
1 施設の名称及び所在地	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 理事会議事録
2 建物の規模及び構造並びに設備の概要 ※変更を実施する前に高齢者福祉課との協議を行うこと	施設の用途や区画等を変更した場合 (条例上設置が義務付けられている設備については届出必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面及び写真（変更前後）
3 運営規程（施設の運営の方針に変更がある場合のみ）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程（新） ・ 変更箇所や内容がわかるもの (旧運営規程もしくは新旧対照表等) ・ 理事会議事録

※理事会議事録を添付する場合は原本証明を付すこと。

※添付書類について不明な場合は提出前にご相談ください。

※施設の設置、廃止・休止、定員変更等認可申請が必要な事項については高齢者福祉課と個別に協議してください。